

三重大学附属図書館貴重資料等取扱要項

令和2年 3月 9日運営委員会決定

令和4年 3月 7日運営委員会改正

令和5年10月 6日運営委員会改正

令和6年 2月 28日運営委員会改正

(趣旨)

第1条 この要項は、三重大学附属図書館利用細則第6条第2項の規定に基づき、三重大学附属図書館（以下「附属図書館」という）の所蔵する貴重資料等の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

(貴重資料等の種類及び定義)

第2条 この要項において、貴重資料等は次のとおりとする。

- 1 貴重資料 写本、古刊本、絵図等、学術的、歴史的に価値を有する図書または資料のうち、別に定める附属図書館貴重資料指定基準により附属図書館長（以下「館長」という）が指定した資料
- 2 学位論文 三重大学大学院学則第37条に定める論文
- 3 特別資料 前各項に定める資料以外で、貴重資料に準じるなどの特別な取り扱いが必要なものとして、館長が指定した資料

(貴重資料等の保管)

第3条 貴重資料等は、一般の図書等とは区別し、資料の種別等に応じて貴重書庫等において適切に保管するものとする。

(貴重資料等の利用)

第4条 貴重資料等の利用は、閲覧、複製、貸出その他の利用をいう。

- 2 貴重資料等を利用する者（以下、「利用者」という）は、貴重資料等利用申請書（別紙様式1）を提出し、館長の許可を得るものとする。ただし、学位論文を利用する者は、別途定める書庫内図書の利用の手続きに代えることができる。
- 3 館長は、貴重資料等の劣化防止、個人情報の保護等の特段の理由がある場合、利用を許可しないことができる。
- 4 館長は利用を許可した者に対して、必要に応じ、利用の制限、条件の付与、許可の取り消しを行うことができる。
- 5 貴重資料等の複製物、デジタルデータその他の代替物がある場合は、原則として代替物を提供するものとする。附属図書館がインターネット上で公開する所蔵貴重資料等のデジタルデータの取扱いについては別に定める。

- 6 貴重資料等の出納は、原則として附属図書館の職員が行い、利用者による貴重資料室への入室検索は、認めないものとする。
- 7 貴重資料等の閲覧及び複製については、原則としてセンター内の指定場所で行う。ただし、展示等の相当な理由により、館長が認めた場合に限り、貸出を行うことができる。
- 8 貴重資料等を展示する場合、利用者は、輸送・保管・展示等を行う上で十分な施設・設備等を有することを館長に書面で提示しなければならない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、貴重資料等の利用にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- 1 利用場所、利用方法等について、別途定めるもののほか附属図書館の職員の指示に従うこと。
- 2 火気、湿気、光、手あか、筆記用具等による貴重資料等への悪影響を回避し、破損、汚損、紛失等することのないよう善良な管理に努めること。
- 3 貴重資料等の複製にあたり、著作権者の著作権を侵害しないこと。

(出版物への掲載等)

- 第6条 利用者は、貴重資料等の一部または全部を出版物等に掲載（復刻、翻刻等を含む）または放映する場合は、出典及び附属図書館所蔵である旨を明記する。
- 2 附属図書館は、前項の出版物1部の納本を利用者に求めることができる。

(弁償等)

第7条 万一破損、汚損、紛失または盗難等が生じた場合、利用者は附属図書館と協力して原状の回復に努める義務を有し、原状回復に係る経費はすべて利用者の負担とする。ただし館長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、貴重資料等の取扱いに関し必要な事項は、館長が別に定める。

(以上)